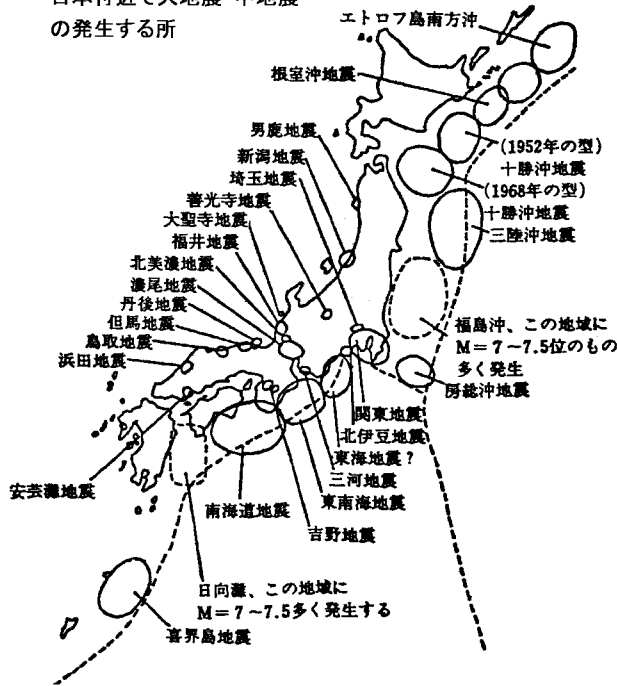


日本付近で大地震・中地震の発生する所



(一) 特定観測地域  
過去に大地震がおこった記録のある地域、活断層のある地域、最近、地震活動が活発な地域、経済社会的に重要な地域

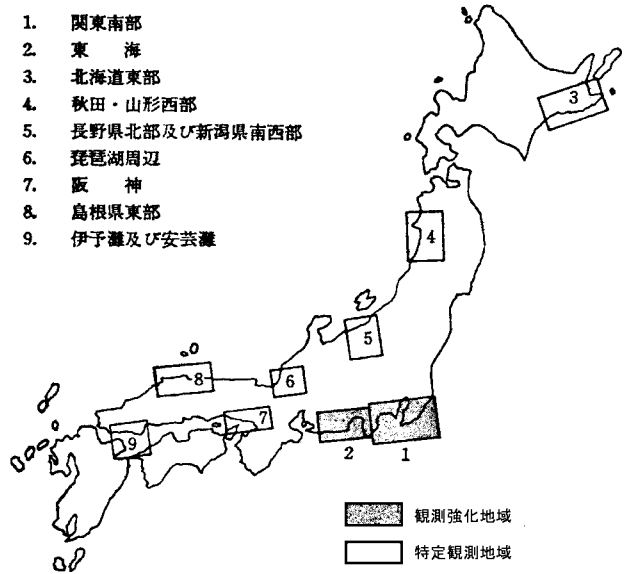
(二) 観測強化地域  
観測の結果、地震の前兆ではないかと思われる異状現象がある地域、ここでは、異状現象が地震の前兆であるか、どうかを確認するため、更に観測が強化されます。

(三) 観測集中地域  
異状現象が、地震発生と関連があると認められた地域、ここではあらゆる観測を集中して、地震予知に努めるが、現在ではこの地域の指定はありません。

(二)の観測強化地域に指定されております、東海と関東南部の二つの地域にはいろいろな観測設備がおかれ、常に観測が行なわれています。そのデータは、気象庁にテレメーターで送りこまれ、観測の強化がなされております。

観測データの異状が一定のレベルをこえた場合、わが国を代表する地震学者六人からなる、東海地域判定会が招集され地震発生の前兆にむすびつくかどうか、急いで判定されて、その結果が「地震の可能性が高い」場合は、気象庁長官の子知情報及び、これに基づく内閣総理大臣の警戒宣言に結びつくこととなります。

観測強化及び特定地域一覧図



(4) 地震予知情報と警戒宣言

観測データに地震の前兆と思われる異状が現れたときは、気象庁長官はつぎのような地震予知情報を内閣総理大臣に報告いたします。

(ア) 地震の発生するおそれがあること。

(イ) 「おそれがある」と認められた理由。

(ロ) その地震が発生するおそれがある時期。

(ハ) その地震の予想震源域。

(ニ) その地震の大きさ。

(カ) その地震が発生した場合の各地の予想震度。

(キ) その地震により発する津波の予想。

(ク) その他の特殊事情（満潮、台風接近等）

内閣総理大臣は、地震予知情報の報告を受けて、緊急対策をとる必要があると認めるときは、つぎのような内容の警戒宣言を發します。

(ア) 地震予知情報の報告を受けたこと。

(イ) 緊急の必要があると認めるとき、警戒宣言を發する。

(ロ) 国、県、市町村、特定の事業所は応急対策をとる。

(ハ) 住民及びその他事業所も、

(5) 警戒宣言発令

警戒宣言が發せられたときは、警戒宣言が發せられたときは、つづいて予知情報の内容が周知広報されます。

なお、地震予知情報はその後の観測データの変化に応じて、随時統報が出されます。その結果、予知が空振りとなり判明したときは、警戒宣言は解除されます。

警戒宣言が發せられたときは、まず、国をはじめ、県や市町村、その他の関係機関は、ただちに非常体制に入り、そして、テレビ、ラジオや広報車を通じて、必要な情報を住民に伝えるとともに、地震が発生する前にできるかぎりの対策を実施することになっていきます。

特に、消防、警察など防災活動の主力となる機関は、地震がおこる前の混乱をふせいだり、危険な場所にあらかじめ待機したり、いざ地震が発生したときすぐ出動ができるよう準備しなければなりません。

電気、電話、ガスは通常どおり維持されると思われますが、電話は通信を規制される可能性があります。主要な道路は交通規制され、鉄道、バス等の交通機関は、運転規制を行うものと思われま。

このような状況のもとでの、家庭や職場におけるふだんの心掛けが必要であります。

(次号へつづく)